

青森県障害者社会参加推進センター では平成28年4月1日から 障害者差別解消相談窓口を開設しました。



平成28年4月から、障害者差別解消法が施行されました。

障害者差別解消法により、行政機関及び事業者等は、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、求めに応じ、適切な配慮を提供することが課せられます。相談窓口では、障害のある人やそのご家族等から、障害者差別解消法が禁じる障害者差別について、相談対応業務の経験が豊富な相談員が相談を受け付けます。

さ べ つ ゼ ろ



017-728-3820



017-764-2942



sabetsuzero@nemunoki.jp

毎週、月・水・金及び第3日曜日 10時～16時まで ※祝日・年末年始を除く



電話・ファクスでのご利用の際はおかけ間違いなど無いうご注意ください。

また、ファクスにつきましては回答文書作成などのために時間を要する場合がございます。あらかじめご了承ください。